日薬業発第 210 号令和7年 9月9日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会 会長 岩月 進 (会長印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に 規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局長より別添のとおり通知がありましたので お知らせいたします。

本通知は、令和7年厚生労働省令第85号(令和7年8月29日)をもって、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第 十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を 定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)が改正されたことに関するもの です。

本省令の施行期日は公布日から起算して10日を経過した日(令和7年9月8日)となっておりますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

医薬発0829第5号令和7年8月29日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局長(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に 規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器 等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指 定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年 厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第85号)が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知をお願い申し上げます。



医 薬 発 0 8 2 9 第 3 号 令 和 7 年 8 月 2 9 日

各 保健所設置市長 特別区長

殿

厚生労働省医薬局長(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に 規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第 85 号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1)新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第 15 項に規定する指定薬物として指定した。

- ① N' (1, 1-ジメチルエトキシカルボニル) N, N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
- ② 5-(4-7)ルオロフェニル) -4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びその塩類
- ③ 4-ベンゾイル-N, N-ジェチル-7-メチル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ [4, <math>3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類

(2)指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和7年8月29日)から起算して10日を経過した日(令和7年9月8日)から施行する。